

日総第102301号  
令和元年10月23日

教 育 長  
総務政策主監  
議会事務局長  
各 所 属 長

} 様

副 町 長 高 橋 正 一

令和2年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「令和2年度予算編成方針」により令和2年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

## 令和2年度予算編成方針

### 1 国内経済の動向について

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされています。

政府は、令和元年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き「デフレ脱却・経済再生」と同時に「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱を一体として推進し、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一団の進展に寄与することで、経済と財政の一体的な再生を目指しています。また、主要分野での歳出改革を推進し、地方行財政の改革について、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進するとしています。さらに人口減少への対応として、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進するとともに、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしています。

これらを踏まえ、令和元年7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、①年金・医療等については前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額5,300億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性を留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、可能な限り歳出の抑制を図る、④東日本大震災からの復興対策経費については真に必要な事業に重点化、⑤その他経費は前年度当初予算の10%減の範囲内で要求ができることとされています。また、予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」および「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望基礎額の30%の範囲で要望することができるとされています。さらに、消費税率引き上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずるとあります。

令和2年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、特に地方再生に向けて新たに創設される交付金などについては、情報収集に努め、適切に対応していく必要があります。

## 2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、「令和2年度の地方財政の課題」によると、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、令和元年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、「令和2年度地方財政収支の仮試算」において、地方の歳入は、地方税で41兆円と2.1%（8,000億円）の増収が見込まれおり、地方交付税についても、16兆8,000億円と4.0%（6,000億円）の増となり、地方の一般財源総額は、64兆円と2.0%（1兆3,000億円）の増となっております。

増収とされている地方税は、7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による名目成長率によって試算されているものであり、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。また、地方交付税についても10月からの消費税率引き上げなどに伴う税収の伸びによる試算であることから、需要の落ち込みにより減収となる可能性があります。

一方、地方の歳出の総額は91兆6,000億円で昨年比2.2%（2兆円）の増、うち一般行政経費は社会保障費等の地方負担増を見込んで40兆2,000億円と4.5%（1兆7,000億円）の増、一般歳出は76兆円で2.5%（1兆9,000億円）の増となっています。結果として、地方の一般財源が令和元年度とほぼ同水準に据え置かれていることから、次年度の地方の行政需要増加分は、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

## 3 当町の財政状況と収支見通しについて

平成30年度決算では、町税が39億4,884万円、前年度比4億8,359万円（14.0%）の増となりました。内訳として、町民税が前年度比4億8,702万円（35.6%）の増、固定資産税が前年度比856万円（△0.5%）の減となっています。町民税では、町内主要企業の業績が好調であったことから、大幅な増収となりました。税収は景気変動に影響されやすいことから、今後の変動には留意する必要があります。

地方交付税は、平成30年度決算で15億9,522万円と前年度比1億5,916万円（11.1%）増となりました。これは基準財政収入額における市町村民税法人税割が大幅に減額したことが要因であり、景気の動向や算定基準の改正により大きく変動するものです。

歳出では、今後の公債費の伸びを見込み、減債基金への積立金が増加しました。また、年々増加する社会保障関係経費、更には過去の建設事業に伴う公債費については6億8,538万円と、前年度比で2,340万円の増となりました。

財政の弾力性を示す経常収支比率は84.6%となり、前年度（94.0%）と比較して9.4ポイント改善しました。これは、平成30年度の税収が大きく伸びたことに影響していますが、今後は、令和5年度まで年間8億円弱の町債の元利償還金を見込んでおり、また、自然増する社会保障関係経費等の経常経費の増加や会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加等により、財政の弾力性が弱くなることが懸念されます。

なお、令和元年度の一般財源の内、町税は37億4,839万円程度、地方交付税が12億772万円程度になる見込みです。

令和2年度予算の見通しは、歳入において、町税の大きな増収は見込めず、地方交付税についても、令和元年度の町税の状況から同程度となり、厳しい予算編成となる見込みです。また、歳出では、先に各課の令和2年度以降の予算見込を調査したところ、投資的経費の減額は見込めるものの、扶助費をはじめ社会保障関係経費の増額が見込まれ、義務的経費に充当しなければならない一般財源は大幅に増加すると見込んでいます。

令和2年度予算にあつては、必要とされる財源に対応するため、財政調整基金等の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できず、引き続き厳しい状況を予測しています。

このため、平成30年度からの「まちづくりを支える健全な財政運営」に関する取り組みを着実に進めるとともに、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においては目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統合・廃止を進めるなど前例にとらわれない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

#### 4 財政健全化に向けた取組について

##### (1) 実質公債費比率について

平成30年度決算では実質公債費比率5.3%（昨年度4.6%）となりました。今後についても、公

債費の元利償還の増加傾向により、比率の上昇が懸念されますので、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

#### (2) 将来負担比率について

平成30年度決算の将来負担比率は、これまで町債残高や債務負担行為残高の圧縮に努めてきましたが、西大路地区定住宅地整備事業に係る債務負担等が影響し、66.8%となり、前年度と比較して1.1ポイントの上昇となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、県内市町の平均を上回っているため、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めます。

#### (3) 公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化程度を示す有形固定資産減価償却率は、平成29年度末で67.4%となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大規模な改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定した日野町公共施設等総合管理計画に基づき、施設毎に個別施設計画の策定を進めており、さらにその取り組みを加速させる必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋がります。

### 5 重点施策への対応について

令和2年度は第5次日野町総合計画の最終年度であることから、町のめざすべき姿「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ自治の力で輝くまち」を実現するため、また「日野町くらし安心ひとづくり総合戦略」に掲げる施策や真に町の発展につながる事業などを重点施策として優先的に実施するため、限られた財源の中で効率的な予算配分を行います。

#### (1) まちのたからで雇用を創るまちづくり

- ・日野菜や地場産野菜、日野米などの振興や地産地消、獣肉利活用への取り組み
- ・住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・企業誘致推進および若者等の町内雇用の促進と高齢者の生きがい創出

#### (2) 出会いと発見で人の流れを作るまちづくり

- ・体験型観光の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み
  - ・空き家の活用などの定住・移住促進にむけた取り組み
  - ・歴史資産や貴重な資料の保存活用の取り組み
- (3) 結婚・出産・子育ての希望をみんなで支えてかなえるまちづくり
- ・結婚に向けた男女の出会いの場の創出
  - ・若い世代が出産や子育てに希望をもてる取り組みと福祉・教育環境の整備
  - ・学校行事や生涯学習の機会の充実と図書館等教育施設との連携に向けた取り組み
- (4) 暮らしやすい地域とつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- ・障がいのある方や高齢者などへの暮らしの支援と基盤整備
  - ・安心、安全な暮らしのための体制・仕組みづくりの取り組み
  - ・防災・減災対策の計画的な取り組みや自主防災組織の充実に向けた取り組み
  - ・身近な道路整備やインフラ等の公共施設の長寿命化への取り組み

## 6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和2年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

(1) 各課とも、「まちづくりを支える健全な財政運営」に関する取り組みにより検討した事務事業の見直し等を着実に実施するとともに、引き続き、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

(2) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

(3) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第5次日野町総合計画に沿った事業とすること。新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。

(4) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証

し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

(5) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあっても制度そのものを見直すこと。

なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(6) 歳入にあっては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(7) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(8) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、以下の事業のみ対象とする。

- ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの
- イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
- ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの
- エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積もることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いします。